







<b>附 則</b> <b>(平成二〇年七月四日内閣府・法務省・財務省令第二号)</b> この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。ただし、第二条中特別振替機関の監督に関する命令第八条第二項第六号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> <b>(平成二〇年七月二二日内閣府・法務省・財務省令第三号)</b> この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。ただし、第二条中特別振替機関の監督に関する命令第八条第二項第六号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> <b>(平成二〇年七月二二日内閣府・法務省・財務省令第四号)</b> この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。ただし、第二条中特別振替機関の監督に関する命令第八条第二項第六号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
<b>附 則</b> <b>(平成一九年七月四日内閣府・法務省・財務省令第一号)</b> この命令は、信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日から施行する。
<b>附 則</b> <b>(平成一九年八月九日内閣府・法務省・財務省令第二号)</b> この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
<b>附 則</b> <b>(平成一九年九月二七日内閣府・法務省・財務省令第三号)</b> この命令は、平成十九年十月一日から施行する。
<b>附 則</b> <b>(平成一〇年七月四日内閣府・法務省・財務省令第四号)</b> この命令は、平成十五年一月六日から施行する。

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。ただし、第二条中特別振替機関の監督に関する命令第八条第二項第六号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。